

2002 年度夏学期「日本語テキスト分析Ⅲ」レポート

大逆事件

理科 I 類 1 年 240032C 太刀岡勇気

序論

日本において、皇室の人たちが小説の登場人物として扱われないのはなぜだろうか。それは、作家に書いたら自分の身が危ういという危機感や恐怖があるからである。戦前においては、それが明治 15 年に刑法が施行され不敬罪・大逆罪が制定されたあとの、公権力による圧迫であり、戦後においては、昭和 35 年に起こった右翼による連続テロ以後の目に見えぬ圧迫感である。これが文壇すなわち文学者に恐怖感を与え、自主規制という形で書くことを避けさせてきた。またこれは文壇だけにとどまらない芸術全体の問題でもあり、天皇を題材とする舞台・映画などもほとんど見られない。

ここでは特に戦前において、決定的に天皇に触れる雰囲気もなくさせてしまうこととなる転機となった大逆事件を取り上げたいと思う。不敬罪・大逆罪が制定されても、明治 33 年に治安警察法が制定されても、社会主義者たちはそれなりに活動をしてきたし、不敬小説もわずかではあるが書かれてきた。また、それを権力の側も完全につぶしてしまうことはできなかった。それが大逆事件、その後の警視庁特別高等課の設置によって、社会主義者たちは、第一次世界大戦にいたるまで動きの取れない「冬の時代」に追い込まれ、文壇においては、皇室について、何もかけない・何も書かないという雰囲気が生まれてしまった。

このレポートでは、大逆事件について、裁判の判決書（糸屋寿雄「大逆事件」巻末資料）にあらわれている作為を通して、どのようにして権力の側が、幸徳ら被告をほとんど死刑にし、社会主義運動を壊滅状態に追い込んだのか、不敬罪・大逆罪で裁かれるとはどのようなことなのか考えていきたい。

不敬罪と大逆罪の共通点・相違点（なぜ不敬罪・大逆罪で裁かれることが恐ろしいのか。）

まずは相違点からであるがこれは刑の重さがあまりにも違いすぎることが挙げられよう。大逆罪は原則死刑である。これに対して不敬罪は三月以上五年以下の重禁錮などそれほど重くはない。また大逆罪は一審即結審処刑なのに対し、不敬罪は上告が認められていた。（実際はほとんど棄却）

次に共通点を見てみると、これらは同じ皇室に対する罪として別枠にくくられ他の罪とは明らかに区別されている。これらの罪を犯して軽罪の刑に処するものは監視刑に処するという点も同じである。また不敬罪は「不敬の所為ある者」が罪に問われるというように極めてあいまいな規定をその特徴とするし、大逆罪はこれほどではないにしても危害を「加へんとしたる者」も死刑になるというように、立証次第では本当に実行しようとしていたか分からない人にまで、あいまいに解釈され得る余地を残している。要するに、大逆罪とは不敬の所為が天皇暗殺を企てるくらい過激になったものを罰するために定められたものでありその本質は不敬罪と変わらないものなのである。この両者が持つあいまいさこそが社会主義者、文学者たちに、自分が本当にやろうとしていなくても権力側の立証次第で処刑されてしまうという恐怖を与えたのではないかと思われる。

大逆事件検挙の目的

これについて触れられているのは、幸徳の経歴、幸徳らの p214, 16~12（前述資料以下同様）信条に関する部分である。まず幸徳の経歴からであるが、幸徳は「社会主義を研究して」明治 38 年にアメリカにわたった後「無政府共産主義を奉するに至り」「帰朝するや同主義者の間に重くせられて隠然其首領たる観あり」となっていて、幸徳が日本の無政府共産主義者のリーダー格であったろうことがかかされている。またその他の被告人についても「其他の被告人も亦概ね無政府共産主義をその信条と為す者若くは之を信条と為すに至らざるも其臭味を帯ふる者」という形でくくられている。このことからいえることは、この検挙は幸徳をリーダーとする無政府共産主義者とその周辺にいる政府に目をつけられている人々の大量検挙を目的としたものであったということである。

大逆事件の断罪部分にあらわれる大逆罪の本質

判決書の理由部分のはじめ(p214, 18, 19)に書かれている「国体の尊厳宇内に冠絶し列聖の恩徳四海に光被する帝国の臣民たる大義を滅却して畏多くも神聖侵すべからざる聖体に対し前古未曾有の兇逆を逞せんと欲し中道にして凶謀発覚したる顛末」という部分で大逆事件が厳しく断罪されている。これは憲法第 3 条「天皇は神聖にして侵すべからず」に対応したのとなっており、大逆罪はそれ自体が帝国の臣民である恩義をあだで返すことであり、（君主が好き勝手なことをやっているから殺したなどといった）情状酌量の余地はないものであったことが分かる。これは不敬罪とて同じであり内村鑑三が御真影に礼をしなかったことで罪に問われたのも礼をするのは帝国臣民である以上当然のことであり、その理由（キリスト教徒だから）は斟酌されないということなのである。

判決理由に出てくる事実描写

判決書中の事実描写は実に巧みであり、とても興味深い。例えば理由の第一として挙げられているところで、錦輝館赤旗事件（注）のときに帰省していて東京にいなかった幸徳が「当局の処置を憤慨し」、上京するときに、仲間内を回って錦輝館赤旗事件に対する反抗の必要性を説く件があるが(p214, 121~p215, 15)ここの表現を見ると、「政府の迫害甚だしきに由り反抗の必要なることを説き」「赤旗事件報復の必要なることを談し」「暴力の反抗必要なる旨を唱道せり」といった具合にどんどん表現が強まり次第に決心がかたまっていく様子が描かれている。実際には長くて二月程度のことであり本当にそのように変わっていったかははなはだ疑問である。

またこの被告たちが、いかに特殊で浮いていた存在であるかということを示す部分も興味深い。この事件で実際に爆弾を作る上で重要な役割を果たすことになる宮下太吉の動機として重要である出来事が起こる明治 41 年 9 月の場面(p215, 18~15)では、行幸を見に来た人々に対し「入獄紀念無政府共産」という題の小冊子を配り、「過激の無政府説を宣伝する」太吉に対する民衆の反応は、「衆皆傾聴するの風あるとも言一たび皇室の尊厳を冒すや

復耳を仮す者なき」とかかれており、これによって太吉は「帝国の革命を行んと欲すれば先ず大逆を犯し以て人民忠愛の信念を殺くに若かず」と思ったと書かれている。もともと行幸を見に来るような人に皇室の尊厳を冒すようなことをいうのも効果的でないと思うが、そのことによって天皇を殺すことまで考えるかどうかは甚だ疑問である。また明治 42 年 9 月下旬に幸徳が仲間である奥宮健之を訪れたときに(p 218, 15,6)、幸徳が「今若し日本に於て大逆を行ふ者あらば其結果如何」と尋ねたのに対し、奥宮は「我国に於て此の如き挙を為す者あらば人心を失ひ忽ち失敗せんのみ」と答えている。この 2 点には一般大衆の皇室を尊重し敬う態度、それと比較していかにこの被告たちが不敬でとんでもない態度であるかということがかかれている。

(注) 錦輝館赤旗事件＝明治 41 年 6 月 22 日、東京神田路上で荒畑寒村らが、「無政府共産」「無政府」と書かれた 2 本の赤旗を振り回し、警官ともみ合いになって逮捕された。荒畑寒村、大杉栄、菅野スガ、堺利彦、山川均など 15 人が検挙され、元老山県有朋が西園寺公望内閣の社会主義取締りが手ぬるいと天皇に告げ口、それを受けた天皇が咎めたため、重い判決となった。社会主義運動に比較的寛容だった西園寺内閣は、これを機に 7 月 4 日、総辞職に追い込まれた。8 月 2 日、荒畑寒村ら 12 人に有罪判決が下されたという事件

(<http://www01.u-page.so-net.ne.jp/ba2/fukushi/year/1908.html> より引用・編集)

幸徳に関する部分

事実関係の描写のうち幸徳に関する部分を取り上げる。明治 41 年 11 月幸徳が、自分の余命は長くないと知ったとき(p215, 1 16～19)「赤旗事件連累者の出獄を待ち決死の士数十人を募りて富豪の財を奪ひ貧民を賑し諸官衙を焼燬し当路の頭官を殺し且宮城に逼りて大逆罪を犯す意ある」とあり、12 月(p216, 1 9,10)「近日当局の同主義者に対する压抑益甚だしとなして之を憤激し爆裂弾を以て大逆罪を犯し革命の端を發せんと欲する意思を懷き」、明治 42 年 2 月 23 日太吉が上京して幸徳を訪ねたとき(p216 1 18)には「不得要領の答えを為し」、5 月太吉が手紙を送ってきたときに(p217 1 3)はスガと同棲していた幸徳は「其旨を承けて太吉に成功を喜ぶ旨返信し且附記するに自己も同一の決心あることを以てしたり」とあり、その後(p217 1 19)「近日政府の迫害益甚しと為して之を憤慨し先太吉の計画を遂行せしめんと欲する決意を為すに至れり」、9 月には(p217 1 21)「明治 43 年秋期を期し爆裂弾を用ひて大逆罪を執行せんことを定め」とある。

以上のことから分かることは、幸徳が仲間に説得されながら、計画の最終決定を下したということが裁判の中で証言をもとに立証されたのだろうということである。この事件を機に社会主義運動を完全につぶすためには、ビッグネームを首謀者として処刑することが欠かせず、ほとんどの大物社会主義者は錦輝館赤旗事件で逮捕されてしまっているのもまだ残っている幸徳が首謀者であるということが立証したかったのだろう。実際幸徳が首謀者として死刑になってしまったことが当時の文化人に与えた影響は多大なものがあり、彼

らを不安に陥れるのに十分であっただろう。

またはじめは大逆が革命の契機となるための手段であったのに、最後のほうでは大逆を行うことが目的となっている。このような構想の縮小化は大逆の価値を大きくするものであり、大逆によって革命を行うことが問題なのではなく、大逆を行うことそれ自体が問題であるということを強調する効果がある。

結論

この判決書の特徴は事実関係の描写がとても巧みであるということである。一般に判決書は罪の断罪部分と事実関係の確認部分を含むものであるが、人間は結局客観的に物事を捉えることなどできないものであるため、前者同様後者も主観が入ってしまうことはやむをえない。そのような事実の歪曲化を抑えるために導入されたのが物証の重視であり、「疑わしきは罰せず」の原則である。この裁判はほとんどが証言によって構成されており具体的な物証はほとんどない。そのため「疑わしきは罰せず」を旨とする現在の裁判では明らかに無罪になるはずである。さらには動機が明らかでない。大逆を行う動機が個人的な恨みと、民衆にアピールすること以外はかかれておらず、この裁判の上で動機は大して重要ではなかったのだと思われる。それは、大逆は理由・目的を問わずそれを考えるだけで悪いものであったからである。この事件の裁判結果が厳しいものであったことは、天皇に対する不敬の所為の重み、またそれで裁かれることの恐ろしさを一般人（特に左翼系の人々）に実感させるのに十分であっただろう。

さらにこれが進み、大正末期に制定された治安維持法では、社会主義運動と不敬の所為とを一緒に扱えるようになり、これは「国体を変革し又は私有財産制度を否認することを目的として結社を組織」したり「情を知りて之に加入したる」だけでも裁かれてしまうので、目をつけられてしまい、有罪にしようとするればいくらかでも有罪にすることができるようになってしまった。

さらに昭和に入って不敬罪の検挙者もうなぎのぼりに増え、さらに治安維持法の大改悪が行われ、国体を変革しようとする者に死刑を下せるようになると、転向の時代を迎え、自由主義的刑法学説をとんでいた京都帝国大学教授の滝川幸辰が免職になるなど、思想・言論の取り締まりも強化される。ここに至ってほとんど国家体制を批判することが不可能になった。

このように見てくると、日本において天皇を題材とする小説がかかれなかったのは当然であり、その原因は政治権力側の抑制のやり方が適当でありとても巧みであったからであろう。これはなるべく有効な政治手段として天皇を利用したい政治権力が天皇の尊厳をできるだけ高めようとした結果である。法律を作るにしても先手先手を打ち、また具体的に決めてしまうとその限度内で好きなことをやるし抜け穴をつこうとするので、わざとあいまいな規定をして自主規制を促したりする実に巧妙なやり方を用いた。

結局、明治期によりやく誕生した小説をはじめとする文学および舞台や映画といった芸

術はそれに対抗することがまったくできなかった。そして戦後になって民主主義という新しい風が入ってきても、皇室の歴史に関して人文科学の手が入り神話的な歴史観が完全に崩れるのを恐れる宮内庁の秘密主義のため天皇陵に入ることすらできない歴史学や、皇室のいい面しか描かないマスメディア、相変わらず天皇を題材とすることのできない芸術は全然対抗することができていないのであり、さらにいえばいつまでも君主をありがたく戴いているこの国には本当の意味での言論の自由はないのかもしれない。

参考文献・資料

日本語テキスト分析Ⅲ「天皇とエクリチュール」

「不敬文学論序説」 渡辺直己（太田出版）

「大逆事件」 絲屋寿雄

「詳説日本史」（山川出版社）